

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山市老人クラブ連合会助成金		市の担当部課	健康福祉部長寿社会課		
				問い合わせ先	養護老人ホーム:0568-61-0193		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会		代表者名	会長 飯坂正		
関係規定	法令	老人福祉法第13条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		老人福祉法に基づき、老人クラブ活動の促進及び活性化を進め、高齢者の生きがいと福祉の向上を図るため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		老人福祉法に基づき、団体を援助することで、団体が実施する様々な事業を通じて高齢者の生きがいと福祉を増進を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		1,763,376 円 (1,385,376 円)	1,746,000 円 (1,368,000 円)	1,723,368 円 (1,349,368 円)	1,900,000 円 (1,519,200 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		健康づくり事業、尾北地区大学講座、教養講座、老人スポーツ大会、各種クラブ活動等					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,218,053 円			
		うち補助事業全体の経費		3,218,053 円			
		うち補助対象経費		3,218,053 円			
		補助対象経費の内訳		(活動実績)			
				会議費		59,729 円	
				事務費		203,260 円	
事業費(クラブ大会・スポーツ大会等事業開催)				2,760,664 円			
		県老連分担金		194,400 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		連合会に加盟するクラブ数、及び会員数や実施事業に応じて算出			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	年間事業計画に基づき支出している。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		団体は、「健康」、「友愛」、「奉仕」を目的に活動をしており、地域における高齢者相互のコミュニケーションやグループ活動、地域貢献活動等、介護予防と生きがいにつながる活動をしており、この団体の育成に努めることは、老人福祉の促進に効果があるものと考えられる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		555,347 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		555,347 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。